

「第3次島根県男女共同参画計画」(素案)
パブリックコメントの結果について

1. 実施期間 平成27年12月24日～平成28年1月25日
2. 意見提出 15人(うち団体3)
3. 意見の数 26件

<内訳>

基本目標Ⅰ	男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成	3件
基本目標Ⅱ	ワーク・ライフ・バランスの推進	2件
基本目標Ⅲ	男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現	8件
基本目標Ⅳ	個人の尊厳の確立	7件
その他	計画全般に関する意見	6件

4. 意見要旨及び意見に対する考え方(回答案)について

別添のとおり

第3次島根県男女共同参画計画策定にあたってのパブコメ意見整理表

1 基本目標ごとの意見

基本目標	意見要旨	意見に対する考え方(回答案作成)
基本目標 I	男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成	
1	「基本目標 I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成」中、「形成」を「改革」とする。積極的な姿勢を打ち出さなくては、男女共同参画の意識は根付いていかない。	地域における広報・啓発活動や社会教育だけでなく、幼児教育、学校教育の段階から男女共同参画について地道に理解を積み重ね、県民一人ひとりが認識を深めていくことが大切であるという考え方から、「形成」という表現を用いています。
2	広報・啓発活動の対象に自治会を加える。地域自治会における役職は、圧倒的に男性が占める割合が多く、重点的な改善が必要。	地域における慣行の見直し等を進めるため、市町村等と連携して県内各地で普及啓発を行うこととしており、この取組みの中で自治会等役員への女性の参画も推進していくこととしています。
3	「男性や若者にとつての男女共同参画の推進」を重点目標の一つとして掲げる。男女共同参画社会の実現には男性の理解と積極的な取組みが不可欠であり、若者や子どもにとつても理解促進は大切なことである。	男女共同参画社会の実現には、若者や子どもにとつての理解促進が大切であると認識しています。このため、「男性や若者にとつての男女共同参画の推進」、「学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進」を施策の方向性として掲げ、若者や子どもに対しても具体的な取組みを進めることとしています。
基本目標 II	ワーク・ライフ・バランスの推進	
4	「基本目標 II ワーク・ライフ・バランスの推進」は、「基本目標 III 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現」の中に含める。男女がともに活躍できる社会を実現するための手段として、ワーク・ライフ・バランスは推進されるものと考ええる。	ご指摘のとおり、「ワーク・ライフ・バランスの推進」は、「男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現」と密接に関連した課題です。このたびの計画では、各種調査の結果などから、これまでの働き方を見直し、改善していくための取組みが、とりわけ重要であるという認識から、基本目標 III とは別にワーク・ライフ・バランスの推進を基本目標の一つとして掲げ、重点的に取り組むこととしております。
5	イクメン、イクボスを増やす取組みの中に、男性の育児参加への積極的な評価と支援が、社会的な責任の一端であることを理解させることを盛り込むべき。そうすることで、より大きな効果が期待できると考える。(計画19ページ参照)	ご指摘の趣旨も踏まえた講演会等を開催していきたいと考えておりますが、計画における記載については、取組みの内容を端的にお示しするのが適当であるという考え方から、現行のとおりとします。

基本目標	意見要旨	意見に対する考え方(回答案作成)
基本目標Ⅲ	男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現	
6	自治会への働きかけを盛り込むべき。地域自治会における役職は、圧倒的に男性が占める割合が多く、重点的な改善が必要。	地域における慣行の見直し等を進めるため、市町村等と連携して県内各地で普及啓発を行うこととしており、この取り組みの中で自治会等役員への女性の参画も推進していくこととしています。
7	県としての積極的な姿勢を示すためにも、ポジティブ・アクションを取り入れて努めることを付言するべき。	県のポジティブアクションについては、審議会等への女性の参画率や、県職員の管理職に占める女性の割合など、具体的な数値目標を設定し積極的に取り組みを進めていくこととしています。 (計画13ページ参照)
8	県の審議会等への委員の選任にあたっては、“全ての”審議会等において女性の委員の割合が10分の4未満とならないように努めることとするべき。県の条例の中の除外規定により、全ての審議会等がその対象となっていない実態がある。全ての分野における男女共同参画の実現のためにも、全ての審議会等を対象とするべき。 (計画21ページ参照)	ご指摘のとおり、「鳥根県附属機関等の設置及び構成員の選任等に関する条例」では、「男女の均等な登用を推進するため、法令又は他の条例に特別な定めがある場合を除き、男女のいずれか一方の構成員の数が、構成員の総数の10分の4未満とならないように努めるものとする」と規定されています。県では、この条例の趣旨を踏まえ、男女の構成員の設定に十分な配慮をしており、今後とも適用除外の運用も含め、適切に対応していきます。
⑨	高齢者、障がい者、外国人への支援だけでなく、ひとり親家庭(母子家庭及び父子家庭、貧困問題を含む)、性的マイノリティ(性的指向や性同一性障害を含む)、アイヌの人々、同和問題などに関連した支援、取組みを盛り込むべき。	ご指摘のとおり、男女共同参画推進の観点からも、ひとり親家庭をはじめと生活に困窮する人たちや、人権に関わる様々な困難な状況に置かれている女性等への支援は重要だと考えます。関連する取組みを計画に盛り込みます。 [計画本文に追加] ＜ひとり親家庭・生活困窮者＞ 「ひとり親家庭の経済的な自立と生活の安定を図るため、親への就労支援や経済的な支援を行うとともに、子どもへの学習支援を推進し、貧困の連鎖防止につながる取組みを実施します。(青少年家庭課)」 「生活に困窮するすべての人に対し、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等によって、包括的かつ継続的な支援が行われ、就労による自立や早期の生活再建が図られるよう、県内の体制の充実を図ります。(地域福祉課)」 ＜人権尊重の観点からの啓発＞ 「人権尊重の観点から、同和問題をはじめとする様々な人権課題について正しい理解と認識を深めるよう啓発に努めます。(人権回和对策課)」 (計画26、27ページ参照)

基本目標	意見要旨	意見に対する考え方(回答案作成)
基本目標Ⅲ	男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現	
⑩	ひとり親家庭の貧困が問題となっている。現状分析においてこの実態について触れて欲しい。	ご指摘のとおり、ひとり親家庭の貧困は重要な問題です。貧困の連鎖防止の観点からも、ひとり親家庭の実態に触れ、必要な取組みについて取り上げます。 [計画本文に追加] 第2章 島根県における男女共同参画の現状と今後取り組むべきこと 4 地域・農山漁村における男女共同参画の状況 「ひとり親家庭は、生計のみならず家事、育児等の全てを大人一人が担い、家計や生活環境は厳しい状況にあります。そうした状況によって子どもの進学の見学や学習への意欲に差が生じることのないよう、子どもへの学習支援を推進し、貧困の連鎖を防止するための取組みが求められています。」 (計画6ページ参照)
11	身体に不自由のある方々の問題を、より深く、わかりやすく取り上げる必要がある。	この計画においては、障がいのある方に関する具体的な取組みとして、施設入所や病院へ入院しておられる方の地域生活への移行の促進を掲げております。障がいのある方に関する全般的な課題等については、「島根総合発展計画」や「島根県障がい者基本計画」などにより取り組んでおります。
12	「だれもが安心して暮らせる環境の整備」は一つの重点目標として設定するべき。	「だれもが安心して暮らせる環境の整備」は、身近な暮らしの場である地域社会において、男女が支え合い、ともに安心して暮らせる環境づくりの一環であるという認識から、「重点目標7 地域・農山漁村における男女共同参画の推進」のひとつの施策の方向性として整理しています。
13	「だれもが安心して暮らせる環境の整備」と「基本目標Ⅳ 個人の尊厳の確立」とを併せ、「基本目標Ⅳ 個人の尊厳が確立され、だれもが安心して暮らせる社会の実現」とするべき。男女の尊厳の確立には暴力の根絶だけでなく、人権を守ることも含まれる。様々な困難を抱えた男女が安心して暮らせるよう努めていくことは重要である。	「だれもが安心して暮らせる環境の整備」は、身近な暮らしの場である地域社会において、男女が支え合い、ともに安心して暮らせる環境づくりの一環であるという認識から、「基本目標Ⅲ 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現」における「重点目標7 地域・農山漁村における男女共同参画の推進」の一方の施策の方向性として整理しています。

基本目標	意見要旨	意見に対する考え方(回答案作成)
基本目標Ⅳ 個人の尊厳の確立		
14	過去の計画の結果を検証した上で、個人の尊厳の確立を基本目標Ⅰに掲げるべきではないか。そこには性的マイノリティの方々の人権・尊厳も含まれる。それらが改善されれば、おのずと男女共同参画に対する意識も改善され、社会参画も進む。	男女共同参画社会の実現に向けては、男女共同参画に関する認識と正しい理解の定着が不可欠であり、学校・家庭・地域・職場等、あらゆる場面で理解促進、啓発に努める必要があるという認識から、教育・学習こそが基本となる施策であるという認識から、男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成を基本目標Ⅰとして掲げています。 この理解促進・啓発については、ご意見のあった個人の尊厳の確立も含め、幅広い分野で取り組んでいく必要があると考えています。
⑮	妊産婦、若い女性、若い母親の喫煙率の実態の把握と、本人や子ども、家族の健康のための喫煙に係る零目標への対策が重要である。	県では「第3次島根県たばこ対策指針Ⅱ」に基づき、①未成年者の喫煙防止 ②受動喫煙防止 ③禁煙サポート ④普及啓発の4本柱で関係機関との連携により取り組んでいます。
⑯	幼少期、思春期からの喫煙と受動喫煙の危害についての教育に加え、保育園・幼稚園や小中学校を含め、保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等のプログラムが必要である。	特にご意見にあるような子どもや妊産婦等への防煙対策も母子保健部門、教育委員会と取り組んでおり、今後も継続強化していきます。
⑰	より若い世代への禁煙サポートに重点を置いた取り組みが必要である。	また、公共施設における受動喫煙防止対策については、施設調査を実施するなどして取り組んでいます。
⑱	禁煙治療の保険適用に係る制限の撤廃を国などに要請して欲しい。	禁煙治療の保険適用については、国で緩和の動きがあるとの情報もあり動向を見守りますが、県では、禁煙支援薬局制度を設け、保険適用にならない禁煙希望者などに相談対応を行っています。
⑲	受動喫煙の危害から、妊産婦を含む女性、子ども達を守ることを最優先に、公共性の高い施設だけでなく、家庭やマイカーにおいても全面禁煙のルールを確立し、広げていくことが必要である。また、受動喫煙のリスクのある施設に、妊産婦、子ども、未成年を同伴してはいけない、立ち入らせない旨の義務付けを利用者、施設管理者に対して行う必要がある。	いただいたご意見については、今後の取組みの参考にさせていただきます。 なお、ご意見を参考に、ご指摘の取組みの一部を以下のように改めます。 【修正案】喫煙による健康への悪影響についてさらに普及啓発を行うとともに、関係機関と連携し、未成年者や妊産婦の喫煙防止に向けた環境づくりや受動喫煙防止対策の推進に努めます。』 (計画31ページ参照)
20	若い女性の瘦身は不健康であることを周知し、減少させることが重要である。	県では「健やか親子しまね計画」に基づき、①思春期の保健対策の強化と健康教育の推進 ②妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊の支援 ③小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備 ④子ども心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減 ⑤小児期からの生活習慣病予防と歯科保健対策 の5つの課題について関係機関と連携しながら取り組んでいます。 ご意見にある若い女性の瘦身については、思春期保健や妊産婦の体重管理等のあり方について関係者への研修や一般啓発に取り組んでいます。 いただいたご意見については、引き続き「健やか親子しまね計画」の中で取り組んでいくことといたします。

基本目標	意見要旨	意見に対する考え方(回答案作成)
------	------	------------------

2 その他計画全般に関する意見

意見要旨		意見に対する考え方
21	重点目標ごとに現状や課題を記載してはどうか。	第2次計画では、重点目標ごとに現状、課題及び具体的な取り組みを記載する構成としていましたが、本計画では最初に計画改定の背景を明確にしたいという意図から、計画3～9ページにおいて県内の様々な分野における男女共同参画の現状と今後取り組みべきことをまとめて整理しています。
22	性別による差別がない社会こそ一人ひとりが尊重される社会である。「第3章 計画の内容」の「1 島根県がめざす男女共同参画社会」の本文において、現在も相変わらず女性に対する差別や社会における活躍を拒む状況があることに言及すべき。(計画10ページ参照)	いただいたご意見を参考に、計画本文を以下のように改めます。 [計画本文に追加] 〔(省略)～また、女性は地域活動の担い手として重要な役割を担っています。 しかし、その一方で、社会において女性が十分にその力を発揮するための環境が整っていない現状があります。 これらのことから、女性の発想や能力が、職業生活、地域・生産活動などあらゆる分野で生かされ、～(以下省略)〕
23	施策体系に沿って、施策の方向性ごとの具体的な取り組みや目標値、所管課の関連などをわかりやすく示した一覧表を掲載してはどうか。	いただいたご意見を参考に、施策の方向性ごとに具体的な取り組みを示した一覧表を掲載します。(計画33～38ページ参照) 数値目標については、計画13ページにおいて基本目標ごとに項目を分類し、掲載しております。
24	LGBTI、人種、女性差別撤廃条約の理念を盛り込んで欲しい。	計画全般を通じ、全ての男女が社会の様々な分野において等しく参画し、安心して生活できる社会の実現に向けた取り組みを進めることとしています。
25	ヘイトスピーチ条例を地方自治から制定して欲しい。	現在、国会においてヘイトスピーチを規制する法案について審議中であり、その動向を注視しているところです。
26	4つの基本目標は、男女共同参画社会基本法に沿って作られたものだと思う。回法は非常に偏った考え方に基づく法律であり、島根県はそれにとらわれぬい、独自の発想、理念をもって、我が国の伝統の慣習、慣行に基づいた計画を策定すべき。	本計画案は、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえつつ、県民の意識・実態調査や企業向けアンケート調査など、各種調査により本県における男女共同参画の現状や課題を把握するとともに、これまでの取り組みの検証を踏まえて作成した、本県独自のものとであると認識しております。